

令和6年能登半島地震被災地の在学者に対する特別措置について

能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今般、本校の在学者のうち、令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域に居住する学費支弁者に対して、次のとおり特別措置をいたします。

1 授業料等について

り災証明書に記載された被災状況によって、以下の措置を適用します。

区分	被災状況	特別措置
A	学費支弁者の死亡又は学費支弁者が居住する家屋の全壊、全焼もしくは流失	令和5年度及び令和6年度の授業料等の全額相当額を給付
B	学費支弁者が居住する家屋の半壊もしくは半焼	令和5年度及び令和6年度の授業料等の半額相当額を給付

2 問い合わせ先

日本大学三島高等学校・中学校事務課 電話 055-988-3500

3 申請方法及び給付方法について

詳細については、御連絡いただいた方に対して改めて通知いたします。

以 上